

2020年6月5日  
株式会社 高知銀行  
高知市堺町2番24号

## 元行員による不適切な事案について

このたび、当行におきまして元行員による下記の不適切な事案が発生いたしました。社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、深く反省いたしております。

ご迷惑をおかけしたお客さまをはじめ、日頃からご愛顧を賜っております地域の皆さまならびに株主の皆さまに対しまして、心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事案の概要

##### (1) 当事者

当行徳島支店に勤務していた元行員（31才・男性）

##### (2) 事案の内容

元行員は、2016年9月から2019年8月まで勤務していた徳島支店（在籍期間）のお客さまに対して、2018年11月から2020年2月の間に、ご融資取引の際に自身への謝礼を要求して4先から4回、総額110万円を受領していたほか、同支店の他のお客さま2先から2回、総額300万円を私的に借入しておりました。

これらは、取引先との金銭授受を禁止した行内規則に違反しており、お客さまに対する極めて不適切な行為であります。

##### (3) 発覚の経緯

当該お客さまが元行員に対する謝礼を支払ったことについて、2020年1月20日に徳島支店にお問い合わせがあり、調査を進めたところ、2020年2月18日に上記の事実が判明いたしました。なお、元行員の前任店等を含め厳正に調査いたしました。本件以外に不審な事案は現状ございません。

##### (4) 資金使途

受領した資金は、飲食等の交際費やクレジット等の支払いに充当しておりました。

#### 2. お客さまへの対応

お客さまからの謝礼及び借入については、深くお詫びを申し上げ、4月6日までに6先全先に全額を返却しております。

#### 3. 関係機関への報告

本件につきましては、監督官庁等関係機関へ届出ております。

#### 4. 関係者の処分

元行員につきましては、行内規定に則り、厳正な懲戒処分を実施いたしました。

今回の事案の責任を明確にするために、役員ならびに関係者についても処分を実施いたしました。

## 5. 再発防止策

法令等遵守の徹底につきましては、これまでも最重要課題として認識し、態勢整備に取り組んでまいりましたが、今回の不適切な事案の発生を厳粛に受け止め、法令等遵守を再徹底するとともに、相互牽制機能の強化等により内部管理態勢の一層の強化・徹底を図り、信頼の回復と不適切な事案の再発防止に努めてまいります。

## 6. お取引に関して

当行では、お客さまのお取引に関して、適正な情報提供と適切かつ十分な説明を行っており、お客さまから手数料やその他の費用をいただく場合には、必ず所定の計算書または領収書を発行しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

その他、営業活動に際しては、法令等遵守の徹底に取り組んでおりますが、万一、ご不明やお気づきの点がございましたら、「お客さま相談室」までご連絡をお願いいたします。

以 上

<p>【本件に関するお問い合わせ】 高知銀行 コンプライアンス統括部 お客さま相談室 TEL 0120-845-117</p>
---